

平成30年3月9日

株主各位

京都府宮津市字須津471番地の1
金下建設株式会社
取締役社長 金下昌司

第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年3月26日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年3月27日（火曜日）午後1時
2. 場 所 京都府宮津市字須津471番地の1 当社講堂

3. 目的事項

- 報告事項 1. 第67期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第67期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 株式併合の件
第3号議案 定款一部変更の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.kaneshita.co.jp/>)に掲載させていただきます。

[添付書類]

事業報告

(平成29年1月1日から)
(平成29年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、堅調な企業収益を背景にした設備投資の持ち直しや、雇用・所得環境の改善がみられる等、緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、海外経済の下振れリスクが懸念される等、景気の先行きは、依然として不透明な状況が続きました。

建設業界におきましては、公共事業は底堅さを維持し、民間設備投資は堅調に推移いたしましたが、技術者・労働者の不足や熾烈な受注競争が継続する等、依然として厳しい状況となりました。

このような状況の中、当連結会計年度の当社グループの売上高は、工事の進捗の遅れ等により、102億5千7百万円（前期比6.9%減）と減少しましたが、利益面につきましては、営業利益は3億5百万円（前期比1.0%減）、経常利益は4億4千8百万円（前期比0.7%増）と前期並みとなり、親会社株主に帰属する当期純利益は、特別利益として投資有価証券売却益を計上した一方、特別損失として固定資産の減損損失を計上したこと等により、3億6千6百万円（前期比17.9%増）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

(建設事業)

受注工事高は110億3千万円（前期比16.4%減）、完成工事高は100億6千万円（前期比6.5%減）、売上総利益は、完成工事総利益率が改善したことにより、11億7千4百万円（前期比3.2%増）となりました。

当期の主な受注工事及び完成工事は次のとおりであります。

主な受注工事

京都市	京都市分庁舎（仮称）新築工事 ただし、建築主体その他工事
社会福祉法人乙の国福祉会	（仮称）特別養護老人ホーム旭が丘ホーム改修・解体・増築工事
京都市	津知橋幹線公共下水道工事
株式会社建設技術研究所	C T I けいはんなビル建設工事
京都府	宇治系送水管路更新・耐震化工事（宇治市街地第3工区）

主な完成工事

社会福祉法人みねやま福祉会	（仮称）宮津福祉人材養成センター新築工事
社会福祉法人清和園	（仮称）社会福祉法人清和園 高齢者福祉施設 新築工事
宮津市	宮津阪急ビル3階・4階改修工事
国土交通省	八鹿日高道路豊岡地区舗装工事
国土交通省	国道27号京田跨線橋他補修工事

（製造・販売事業等）

主にアスファルト合材の販売で、売上高は1億9千7百万円（前期比23.7%減）、売上総利益は2千8百万円（前期比57.0%減）となりました。

事業別の受注工事高、売上高の状況は次のとおりであります。

受注工事高・売上高

（単位：百万円）

区分	受注工事高			売上高			
	前連結会計年度	当連結会計年度	増減(△)率	前連結会計年度	当連結会計年度	増減(△)率	
建設事業	土木工事	4,112	5,221	27.0%	4,173	4,117	△ 1.4%
	建築工事	9,081	5,809	△36.0	6,585	5,943	△ 9.7
	計	13,193	11,030	△16.4	10,758	10,060	△ 6.5
製造・販売事業等		—	—	—	258	197	△23.7
合計		13,193	11,030	△16.4	11,016	10,257	△ 6.9

②設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は8千8百万円であります。そのうち主なものは建設事業における道路工事用機械の取得であります。

なお、所要資金は全額を自己資金でまかなっております。

③資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区分	第64期 (平成26年度)	第65期 (平成27年度)	第66期 (平成28年度)	第67期 (平成29年度)
受注工事高	16,079	7,980	13,193	11,030
売上高	13,014	10,943	11,016	10,257
親会社株主に帰属する当期純利益	302	367	311	366
1株当たり当期純利益	19円58銭	25円51銭	22円18銭	26円66銭
総資産	23,214	22,335	22,064	23,246
純資産	19,018	19,407	19,249	19,640
1株当たり純資産額	1,297円94銭	1,328円78銭	1,355円30銭	1,407円77銭

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
司建設株式会社	40百万円	29.0%	建設事業
株式会社和田組	90百万円	0.0%	建設事業

(注) 司建設株式会社、株式会社和田組につきましては出資比率は100分の50以下であります、実質的に支配しているため子会社としたものであります。

(4) 対処すべき課題

建設業界は、公共工事の堅調な推移と民間投資の回復が期待されるものの、技術者・労働者不足のさらなる深刻化や熾烈な受注競争の継続が懸念される等、引き続き厳しい状況が続くものと思われます。

このような状況の中、当社グループでは、社会・顧客からの信用を第一とし、親切・丁寧なモノづくりに努めるとともに、経営課題の解決に向け、継続的な改善活動に取り組み、企業価値の向上を目指して、全社一丸となって努力してまいります。

建設事業におきましては、外部環境の変化や多様な顧客ニーズに対応できるよう、情報収集力の充実を図るとともに、保有技術の洗練や新たなノウハウの習得による技術力・施工能力の向上、次世代を担う人材の育成、確保に努めてまいります。

また、既存顧客との取引の拡大、新規顧客の開拓に向け、営業活動を積極的に展開するとともに、採算性、リスク等を総合的に勘案したうえでの受注判断と予算管理能力の強化に向けた現場管理体制の充実により、受注の拡大と、収益の確保に努めてまいります。

さらに、事業領域の拡大と持続的な成長を目指し、再生可能エネルギーへの取り組みも進めてまいります。

今後も、安全管理と環境への配慮を徹底し、地域社会をはじめとする全てのステークホルダーから信頼され、必要とされ続ける企業を目指し、変革を恐れず、新たな価値創造に挑戦するとともに、コンプライアンスと企業の社会的責任を果たすための活動を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成29年12月31日現在）

事業区分	事業内容
建設事業	土木、建築工事の施工に関する事業
製造・販売事業等	アスファルト製品等の製造販売、産業廃棄物の中間処理（リサイクル）及びその他建設資材の販売等

(6) 主要な営業所（平成29年12月31日現在）

金下建設株式会社	本社	京都府宮津市
	支店	京都（京都市）、大阪（大阪市）、兵庫（豊岡市）
司建設株式会社	本社	京都府宮津市
株式会社和田組	本社	京都府宮津市

(7) 使用人の状況（平成29年12月31日現在）

使用人数（前連結会計年度末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
177名（2名減）	48.1才	20.4年

(注) 使用人数は就業員数であります。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成29年12月31日現在)

①発行可能株式総数	40,000,000株
②発行済株式の総数	19,033,300株
③株主数	1,591名
④大株主(上位10名)	

株主名	持株数	持株比率	%
			千株
上原成商事株式会社	993	7.26	
Black Clover Limited	982	7.18	
金下昌司	740	5.41	
株式会社京都銀行	686	5.02	
株式会社みずほ銀行	674	4.93	
日本トラステイ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	606	4.43	
日本トラステイ・サービス信託銀行株式会社(退職給付信託口)	581	4.25	
金下欣司	565	4.13	
金下建設従業員持株会	565	4.13	
京都北都信用金庫	288	2.10	

- (注) 1. 当社は、自己株式を5,349,923株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

①取締役及び監査役の状況（平成29年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	金 下 昌 司	
取 締 役	川 戸 孝 啓	常務執行役員建築部門統括建築部長 兼 京都支店長
取 締 役	萩 野 正 彦	常務執行役員管理部門統括経営企画部長
取 締 役	井 上 芳 一	上席執行役員営業部門統括営業本部長 兼 大阪支店長
取 締 役	芦 原 寿 彦	執行役員土木部門統括土木部長
取 締 役	田 中 彰 寿	弁護士法人田中彰寿法律事務所代表社員
取 締 役	岡 野 獢	岡野税理士事務所所長 ステラケミファ株式会社 社外取締役（監査等委員）
常 勤 監 査 役	三 田 昭 彦	
監 査 役	矢 野 速 已	ヤノ株式会社取締役
監 査 役	松 宮 繁 雄	松宮税務会計事務所所長

- (注) 1. 取締役の田中彰寿氏及び岡野 獢氏は、社外取締役であります。
2. 監査役の矢野速巳氏及び松宮繁雄氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役及び社外監査役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役三田昭彦氏及び監査役松宮繁雄氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役三田昭彦氏は、長年当社の経理業務に従事しておりました。
 - ・監査役松宮繁雄氏は、税理士の資格を有しております。
5. 平成29年3月28日開催の第66回定時株主総会において、新たに井上芳一氏及び芦原寿彦氏が、取締役に選任され就任いたしました。
6. 平成29年3月28日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって、常務取締役平岡雅紀氏及び取締役萩原 優氏は、任期満了により退任いたしました。

②取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	9名 (2名)	137,450千円 (5,620千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	13,190千円 (1,880千円)
合計 (うち社外役員)	12名 (4名)	150,640千円 (7,500千円)

- (注) 1. 上記には、平成29年3月28日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成19年3月29日開催の第56回定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成19年3月29日開催の第56回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。
5. 上記の報酬等の額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額27,160千円（取締役7名に対し26,120千円（うち社外取締役2名に対し220千円）、監査役3名に対し1,040千円（うち社外監査役2名に対し80千円））が含まれております。

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

平成29年3月28日開催の第66回定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役に対して支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

- ・取締役2名に対し15,840千円

（金額には、過年度の事業報告において役員の報酬等の額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額、取締役分15,840千円が含まれております。）

③社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役田中彰寿氏は、弁護士法人田中彰寿法律事務所の代表社員であります。当社は弁護士法人田中彰寿法律事務所と顧問弁護士契約を締結しております。
- ・取締役岡野 熱氏は、岡野税理士事務所の所長であります。なお、当社と岡野税理士事務所との間に特別な関係はありません。また、同氏は、ステラケミファ株式会社の社外取締役（監査等委員）を兼務しておりますが、当社とステラケミファ株式会社との間につきましても特別な関係はありません。
- ・監査役矢野速巳氏は、ヤノ株式会社の取締役であります。なお、当社とヤノ株式会社との間に特別な関係はありません。
- ・監査役松宮繁雄氏は、松宮税務会計事務所の所長であります。なお、当社と松宮税務会計事務所との間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役 田中彰寿	当事業年度開催の取締役会16回のうち14回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地と豊富な経験に基づき発言を行っております。
取締役 岡野 勲	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に出席し、必要に応じ、主に税理士としての専門的見地と豊富な経験に基づき発言を行っております。
監査役 矢野速巳	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会5回の全てに出席し、議案・審議等につき適宜発言を行っております。
監査役 松宮繁雄	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会5回の全てに出席し、必要に応じ、主に税理士としての専門的見地と豊富な経験に基づき発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

①会計監査人の名称

監査法人グラヴィタス

②当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

イ. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等

19百万円

ロ. 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

19百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行つたうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③非監査業務の内容

該当事項はありません。

④会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社グループは、企業が存立していくためにはコンプライアンスの徹底は必然のことと認識し、全ての取締役・使用人は、社会の構成員として求められる高い倫理観に基づき誠実に行動し、社会や地域から信頼される企業市民として経営体制の確立に努めています。

- ・当社は、社訓（健康・親切・恩義）をモットーに、品質・環境、安全衛生及び個人情報保護方針を制定し、社長がその精神を、当社及びグループ会社の全ての取締役・使用人に対して、継続的に伝達することにより、法令及び企業倫理の遵守を徹底します。
- ・定期的に実施する内部監査を通じて、業務における遵法状況を監査し、社長へ報告します。
- ・コンプライアンス規程を制定し、当社及びグループ会社の全ての役職員が法令、定款、社内規則及び企業倫理を遵守した行動を取るための行動規範としています。
- ・反社会的勢力・団体による不当な要求に対しては毅然とした対応をとることを基本理念としており、基本理念の明文化、外部専門機関との連携及び研修の実施により、反社会的勢力・団体との関係を遮断する体制を整備しています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・当社は、取締役の職務執行に係る電磁的記録を含む文書等の情報を、法令、社内諸規程に基づき、適切に保存及び管理します。
- ・当社は情報セキュリティシステムを導入し、社会の要求事項に準拠した情報の管理を行っており、取締役及び監査役が必要な情報を常時、取得できる体制を構築しています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社及び当社グループは、コンプライアンス、安全、環境、品質、財務及び情報セキュリティ等に係るリスクについて、社内諸規程の制定及び、それぞれの担当部門による教育を実施するとともに、事前に適切な対応策を準備する予防処置により、リスクを最小限にすべく組織的な対応を行います。
- ・定期的に内部監査を実施し、監査結果等から、リスクの洗出しとリスクの対応策の見直しを行い、継続的改善に取り組みます。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、取締役及び使用人が共有する全社的な目標を設定し、効率的にその目標を達成するため、各部門の具体的目標を定めています。
- ・定例の取締役会を原則月1回開催し、取締役会による業績（目標達成度）のレビューを行い、継続的改善に取り組みます。
- ・ITを活用して全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築します。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・グループ会社の所轄業務について、その自主性を尊重しつつ、人材面、資金面、情報面（IT）における統制環境を整備して統括管理しており、当社及びグループ会社全体として、基本方針の理念に準拠した業務の適正を確保するための体制及び職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備します。
 - ・当社の社訓及びコンプライアンス等の規程を、グループ会社にも適用し、グループ全体でコンプライアンスを徹底します。
 - ・定例のグループ会社代表者参加型の会議を原則月1回開催するとともに、インターネットの整備により、当社及びグループ会社間での、相互連絡・報告、情報の共有化を図っています。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・当社は、現在監査役の職務を補助すべき使用人は置いておりませんが、監査役が求めた場合は、取締役会が速やかに協議し、必要と判断した場合に、使用人を配置します。
 - ・監査役の職務を補助すべき使用人を配置したならば、その補助使用人の人事異動等の人事権に関する事項につき監査役に事前の同意を得るものとし、また、監査役からの補助人に対する指示については、取締役の指揮命令を受けないこととし、取締役からの独立性を確保するとともに、指示の実効性についても確保します。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて当社及びグループ会社の業務執行状況を報告するとともに、監査役に対する法定事項の他、当社及び当社グループ会社に著しい損害を及ぼす事実、内部監査の実施状況、内部通報窓口への通報状況を報告する体制とします。
 - ・監査役への報告を行った取締役及び使用人に対して、報告したことを理由に不利益な取扱いを受けないことを確保します。
 - ・当社は、監査役が、それぞれの関連部門と緊密な連携を保ち、監査が実効的に行われることを確保するための体制の整備を図ります。
 - ・監査役の職務の執行に必要な費用については、当社及び当社グループが負担します。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法及び関連法令に基づき、財務報告に係る内部統制システムを整備するとともに、そのシステムが適切に機能することを継続的に評価し、不備等があれば必要な是正処置を行います。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ・コンプライアンス及びリスク管理

法令、定款、社内規則及び企業倫理を遵守した行動を取るための行動規範としてコンプライアンス規程を制定しており、また、内部監査

を実施し、業務における遵法状況・リスクの洗出しとリスクの対応策の見直しを行い、継続的改善に取り組み、それらの結果を代表取締役社長、担当取締役及び監査役会に報告し、連携を図っております。

・取締役の職務執行

定例の取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて開催し、重要事項に関する審議及び決定を行っております。

業務執行状況の監督機能を強化するため、社外取締役2名を選任しております。

・監査役の監査

各監査役は監査の方針に従い、取締役及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集に努めるとともに、重要な決裁書類等の閲覧及び取締役会その他重要な会議に出席し取締役の職務執行の監査を行っております。さらに、監査役会を通じて各監査役間の情報共有を図るとともに、会計監査人及び内部監査組織と情報交換を行い、監査機能の強化・相互の連携を図っております。

・財務報告に係る内部統制

内部統制内部監査計画に基づき内部監査を実施し、内部統制の評価を実施しております。

(注) 本事業報告は、次により記載しております。

1. 記載金額は、表示単位未満を四捨五入しております。
2. 株式数は、表示単位未満を切捨てております。
3. 比率は、表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	14,895	流動負債	2,730
現金預金	11,077	支払手形・工事未払金等	1,314
受取手形・完成工事未収入金等	2,767	未払法人税等	282
有価証券	500	未成工事受入金	569
未成工事支出金等	466	完成工事補償引当金	90
繰延税金資産	57	工事損失引当金	4
その他の	32	固定資産撤去費用引当金	24
貸倒引当金	△ 4	その他の	448
固定資産	8,351	固定負債	876
有形固定資産	1,676	繰延税金負債	555
建物・構築物	291	役員退職慰労引当金	305
機械装置・運搬具	155	その他の	16
土地	1,225	負債合計	3,606
その他の	5	純資産の部	
無形固定資産	24	株主資本	17,788
ソフトウエア	16	資本金	1,000
その他の	7	資本剰余金	2,121
投資その他の資産	6,651	利益剰余金	16,691
投資有価証券	6,358	自己株式	△ 2,024
長期貸付金	31	その他の包括利益累計額	1,475
その他の	502	その他有価証券評価差額金	1,475
貸倒引当金	△ 239	非支配株主持分	377
資産合計	23,246	純資産合計	19,640
		負債・純資産合計	23,246

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書

(平成29年1月1日から)
(平成29年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金額	
売 上 高			10,257
売 上 原 価			9,054
売 上 総 利 益			1,202
販売費及び一般管理費			897
當 業 利 益			305
當 業 外 収 益			
受 取 利 息 配 当 金		86	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益		1	
不 動 産 貸 貸 料		37	
投 資 事 業 組 合 運 用 益		23	
雜 収 入		30	177
當 業 外 費 用			
支 払 利 息		1	
不 動 産 貸 原 価		23	
雜 支 出		11	35
經 常 利 益			448
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益		43	
投 資 有 価 証 券 売 却 益		486	529
特 別 損 失			
減 損 損 失		252	
固定資産撤去費用引当金繰入額		24	
そ の 他		1	277
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			699
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税			
法 人 税 等 調 整 額		314	
当 期 純 利 益		△ 1	313
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			386
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			20
			366

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成29年1月1日から)
(平成29年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,000	2,121	16,464	△ 1,860	17,725
当 期 変 動 額					
剩 余 金 の 配 当			△ 139		△ 139
親会社株主に帰属する当 期 純 利 益			366		366
自 己 株 式 の 取 得				△ 163	△ 163
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連結会計年度中の変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	227	△ 163	64
当 期 末 残 高	1,000	2,121	16,691	△ 2,024	17,788

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	1,165	1,165	360	19,249
当 期 変 動 額				
剩 余 金 の 配 当				△ 139
親会社株主に帰属する当 期 純 利 益				366
自 己 株 式 の 取 得				△ 163
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連結会計年度中の変動額（純額）	310	310	17	327
当 期 変 動 額 合 計	310	310	17	391
当 期 末 残 高	1,475	1,475	377	19,640

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

司建設㈱、㈱和田組

②非連結子会社の状況

非連結子会社の名称

橋立生コンクリート工業㈱、㈱ソーゴーギケン、
PFI舞鶴常団地㈱

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社3社はいずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した関連会社の状況

持分法適用の関連会社の数

1社

持分法適用の関連会社の名称

宮津太陽光発電(同)

②持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

持分法を適用していない非連結子会社の名称

橋立生コンクリート工業㈱、㈱ソーゴーギケン、
PFI舞鶴常団地㈱

持分法を適用していない関連会社の名称

㈱金下工務店、サンキ工業㈱

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(d) たな卸資産

未成工事支出金 個別法による原価法によっております。

材 料 貯 藏 品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

販売用不動産 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

(i) 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(d) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）によっております。

③重要な引当金の計上基準

(i) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(d) 完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、過去の一定期間における補償実績率に基づく将来の見積補償額及び特定工事における将来の見積補償額を計上しております。

(h) 工事損失引当金

当連結会計年度末手持工事のうち、重要な損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

(e) 固定資産撤去費用引当金

固定資産の撤去工事に伴う費用の支出に備えるため、その見込額を計上しております。

(f) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

④重要な収益及び費用の計上基準

完工工事高及び完工工事原価の計上基準

完工工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

⑤その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(5) 追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

①現金預金 200百万円

上記の資産は、従業員預り金163百万円の担保に供しております。

②投資有価証券 6百万円

上記の資産は、非連結子会社の長期借入金の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,962百万円

3. 連結損益計算書に関する注記

(1) 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額 4百万円

(2) 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	金額(百万円)
京都 市	賃貸資産	土地及び建物	217
大阪 市	遊休資産	土地	35

当社グループは、事業用資産においては建設事業及び製造・販売事業等により、賃貸資産及び遊休資産においては個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、収益性が低下したため、また明確な使用見込みがなくなつたため、資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産の回収可能価額は路線価等による正味売却価額により測定しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 の株式数(株)
普通株式	19,033,300	—	—	19,033,300

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 の株式数(株)
普通株式(注)	5,095,700	254,223	—	5,349,923

(注) 自己株式の株式数の増加は取締役会決議による自己株式の取得による増加249,000株及び単元未満株式の買取りによる増加5,223株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

平成29年3月28日開催の第66回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 139百万円
- ・1株当たり配当額 10円
- ・基準日 平成28年12月31日
- ・効力発生日 平成29年3月29日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成30年3月27日開催予定の第67回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 137百万円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 10円
- ・基準日 平成29年12月31日
- ・効力発生日 平成30年3月28日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資に必要な資金及び運転資金をすべて自己資金でまかなっております。余資は、主に流動性の高い預金等で運用し、長期運用は主に安全性の高い債券等で運用する方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式のほか、満期保有目的の債券を所有しており、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません
 ((注) 2. 参照)。

	連結貸借対照表 計 上 額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金預金	11,077	11,077	—
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	2,767	2,767	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	3,904	3,875	△ 29
② その他有価証券	2,910	2,910	—
(4) 長期貸付金	31		
貸倒引当金 (※)	△ 5		
	25	28	3
資 産 計	20,683	20,656	△ 26
支払手形・工事未払金等	1,314	1,314	—
負 債 計	1,314	1,314	—

(※) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 产

- (1) 現金預金、(2) 受取手形・完成工事未収入金等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。

- (4) 長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、信用リスクを考慮して、その将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

支払手形・工事未払金等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非 上 場 株 式	25
投資事業有限責任組合出資金	19

非上場株式及び投資事業有限責任組合への出資金は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

6. 貸借等不動産に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

① 1株当たり純資産額	1,407円77銭
② 1株当たり当期純利益	26円66銭

8. 重要な後発事象に関する注記

(株式併合及び単元株式数の変更)

当社は、平成30年2月9日開催の取締役会において、平成30年3月27日開催予定の第67回定時株主総会に、株式併合及び単元株式数の変更等に関する定款の一部変更に係る議案を付議することを決議いたしました。

(1) 株式併合及び単元株式数の変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を最終的に100株に集約することを目指しております。

当社は東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することとし、併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位（5万円以上50万円未満）の水準にするとともに、発行済株式の適正化を図ることを目的として、株式併合（5株を1株に併合）を行なうものであります。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の割合

平成30年7月1日をもって、平成30年6月30日（実質上6月29日）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式5株につき1株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成29年12月31日現在）	19,033,300株
株式併合により減少する株式数	15,226,640株
株式併合後の発行済株式総数	3,806,660株

(注) 「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

④1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(3) 単元株式数の変更の内容

株式併合の効力発生と同時に、普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(4) 株式併合及び単元株式数の変更の日程

取締役会決議日	平成30年2月9日
株主総会決議日	平成30年3月27日
株式併合及び単元株式数の変更	平成30年7月1日

(5) 1株当たり情報に及ぼす影響

株式併合が当連結会計年度の期首に実施されたと仮定した場合の、当連結会計年度における1株当たり情報は以下のとおりであります。

1株当たり純資産額	7,038円86銭
1株当たり当期純利益	133円28銭

貸 借 対 照 表

(平成29年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	14,274	流動負債	2,661
現金預金	10,664	支払手形	431
受取手形	31	工事未払金	842
完成工事未収入金	2,560	未払金	95
兼業事業未収入金	24	未払費用	134
有価証券	500	未払法人税等	270
未成工事支出金	374	未成工事受入金	569
材料貯蔵品	39	預り金	40
繰延税金資産	55	完成工事補償引当金	89
未収入金	14	工事損失引当金	4
その他	15	固定資産撤去費用引当金	24
貸倒引当金	△ 3	その他の	163
△		固定負債	876
固定資産	8,316	繰延税金負債	555
有形固定資産	1,628	役員退職慰労引当金	305
建物	260	その他の	16
構築物	28	負債合計	3,537
機械装置	123	純資産の部	
車両運搬具	27	株主資本	17,577
工具器具・備品	5	資本金	1,000
土地	1,186	資本剰余金	2,121
無形固定資産	23	資本準備金	2,121
ソフトウエア	16	利益剰余金	16,480
その他の	7	利益準備金	250
投資その他の資産	6,665	その他利益剰余金	16,230
投資有価証券	6,335	別途積立金	14,700
関係会社株式	32	繰越利益剰余金	1,530
出資金	42	自己株式	△ 2,024
関係会社出資金	157	評価・換算差額等	1,475
長期貸付金	31	その他有価証券評価差額金	1,475
保険積立金	70	純資産合計	19,052
その他の	236	負債・純資産合計	22,589
貸倒引当金	△ 237		
資産合計	22,589		

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

損 益 計 算 書

(平成29年1月1日から)
(平成29年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目				金額
売 上 高	高	高	高	
完 成 工 事	壳 上	壳 上	壳 上	9,501 210
売 上 原 価	原 価	原 価	原 価	8,407 182
完 成 工 事	壳 上	壳 上	壳 上	8,589
売 上 総 利 益	總 利 益	總 利 益	總 利 益	1,094 28
完 成 工 事	總 利 益	總 利 益	總 利 益	1,123 858
販売費及び一般管理費				265
営 業 利 益	利 益	利 益	利 益	
営 業 外 収 益	收 益	收 益	收 益	87 38 23 32
受 取 利 息 配 当 金	利 息 配 当 金	利 息 配 当 金	利 息 配 当 金	180
不 動 产 貸 貸	貸 貸	貸 貸	貸 貸	87 38 23 32
投 資 事 業 組 合 運 用	組 合 運 用	組 合 運 用	組 合 運 用	1
雜 収 支	收 支	收 支	收 支	23 11
営 業 外 費 用	費 用	費 用	費 用	35
支 払 利 原 価	利 原 価	利 原 価	利 原 価	410
不 動 产 貸 貸	貸 貸	貸 貸	貸 貸	40 486
雜 支	支	支	支	23 11
特 別 利 益	利 益	利 益	利 益	525
固 定 資 產 売 却 益	賣 却 益	賣 却 益	賣 却 益	252 24 1
特 別 損 失	損 失	損 失	損 失	277
減 損	損	損	損	658
固定資産撤去費用引当金繰入額				299
そ の 他				1
税 引 前 当 期 純 利 益				300
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税				358
法 人 税 等 調 整 額				
当 期 純 利 益				

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年1月1日から)
(平成29年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 別途積立金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	1,000	2,121	2,121	250	14,700	1,311	16,261
当 期 変 動 額							
剩 余 金 の 配 当						△ 139	△ 139
当 期 純 利 益						358	358
自 己 株 式 の 取 得							
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	219	219
当 期 末 残 高	1,000	2,121	2,121	250	14,700	1,530	16,480

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△ 1,860	17,522	1,165	1,165	18,687
当 期 変 動 額					
剩 余 金 の 配 当		△ 139			△ 139
当 期 純 利 益		358			358
自 己 株 式 の 取 得	△ 163	△ 163			△ 163
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)			310	310	310
当 期 変 動 額 合 計	△ 163	56	310	310	366
当 期 末 残 高	△ 2,024	17,577	1,475	1,475	19,052

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券 債却原価法（定額法）によっております。

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② たな卸資産

未成工事支出金 個別法による原価法によっております。

材料貯蔵品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

販売用不動産 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 完成工事補償引当金 完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、過去の一定期間における補償実績率に基づく将来の見積補償額及び特定工事における将来の見積補償額を計上しております。
- ③ 工事損失引当金 当事業年度末手持工事のうち、重要な損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。
- ④ 固定資産撤去費用引当金 固定資産の撤去工事に伴う費用の支出に備えるため、その見込額を計上しております。
- ⑤ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。
- (4) 重要な収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価の計上基準
完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、他の工事については工事完成基準を適用しております。
- (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- (6) 追加情報
(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)
「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産
- | | |
|---------------------------------|---------------------------------|
| ① 現金預金 | 200百万円 |
| | 上記の資産は、従業員預り金163百万円の担保に供しております。 |
| ② 関係会社株式 | 6百万円 |
| | 上記の資産は、子会社の長期借入金の担保に供しております。 |
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額 | 2,901百万円 |
| (3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。 | |
| 短期金銭債権 | 14百万円 |
| 長期金銭債権 | 25百万円 |
| 短期金銭債務 | 23百万円 |

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 売 上 高	157百万円
② 仕 入 高	338百万円
③ 営業取引以外の取引高	20百万円

(2) 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額

4百万円

(3) 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類	金額 (百万円)
京 都 市	賃 貸 資 産	土 地 及 び 建 物	217
大 阪 市	遊 休 資 産	土 地	35

当社は、事業用資産においては建設事業及び製造・販売事業等により、賃貸資産及び遊休資産においては個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当事業年度において、収益性が低下したため、また明確な使用見込みがなくなったため、資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産の回収可能価額は路線価等による正味売却価額により測定しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首 の 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 末 の 株 式 数 (株)
普通株式（注）	5,095,700	254,223	—	5,349,923

(注) 自己株式の株式数の増加は取締役会決議による自己株式の取得による増加249,000株及び単元未満株式の買取りによる増加5,223株であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

投資有価証券評価損	76百万円
貸倒引当金	74百万円
減損損失	233百万円
完成工事補償引当金	27百万円
工事損失引当金	1百万円
固定資産撤去費用引当金	7百万円
役員退職慰労引当金	93百万円
その他	21百万円
繰延税金資産小計	533百万円
評価性引当額	△465百万円
繰延税金資産合計	68百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△568百万円
繰延税金負債合計	△568百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△500百万円

6. 1株当たり情報に関する注記

- ① 1株当たり純資産額 1,392円36銭
- ② 1株当たり当期純利益 26円08銭

7. 重要な後発事象に関する注記

(株式併合及び単元株式数の変更)

当社は、平成30年2月9日開催の取締役会において、平成30年3月27日開催予定の第67回定時株主総会に、株式併合及び単元株式数の変更等に関する定款の一部変更に係る議案を付議することを決議いたしました。

(1) 株式併合及び単元株式数の変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を最終的に100株に集約することを目指しております。当社は東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することとし、併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位（5万円以上50万円未満）の水準にするとともに、発行済株式の適正化を図ることを目的として、株式併合（5株を1株に併合）を行うものであります。

(2) 株式併合の内容

- ①併合する株式の種類
普通株式

②併合の割合

平成30年7月1日をもって、平成30年6月30日（実質上6月29日）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式5株につき1株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成29年12月31日現在）	19,033,300株
株式併合により減少する株式数	15,226,640株
株式併合後の発行済株式総数	3,806,660株

(注) 「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

④1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(3) 単元株式数の変更の内容

株式併合の効力発生と同時に、普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(4) 株式併合及び単元株式数の変更の日程

取締役会決議日	平成30年2月9日
株主総会決議日	平成30年3月27日
株式併合及び単元株式数の変更	平成30年7月1日

(5) 1株当たり情報に及ぼす影響

株式併合が当事業年度の期首に実施されたと仮定した場合の、当事業年度における1株当たり情報は以下のとおりであります。

1株当たり純資産額	6,961円80銭
1株当たり当期純利益	130円41銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年2月23日

金下建設株式会社
取締役会御中

監査法人 グラヴィタス

指定社員 公認会計士 藤本良治印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 尾崎史佳印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、金下建設株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、金下建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年2月23日

金下建設株式会社
取締役会御中

監査法人 グラヴィタス

指定社員 公認会計士 藤本良治印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 尾崎史佳印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、金下建設株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成29年1月1日から平成29年12月31までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のことから、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人グラヴィタスの監査の方法及び結果は相當であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人グラヴィタスの監査の方法及び結果は相當であると認めます。

平成30年2月27日

金下建設株式会社 監査役会

常勤監査役 三田昭彦 印

社外監査役 矢野速巳 印

社外監査役 松宮繁雄 印

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、今後の事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様への安定した配当の継続を基本といたしております。

当期の期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円 総額 136,833,770円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年3月28日

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を行う理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を最終的に100株に集約することを目指しております。

当社は東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することとし、併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位（5万円以上50万円未満）の水準にするとともに、発行済株式の適正化を図ることを目的として、株式併合（5株を1株に併合）を行うものであります。

2. 併合の割合

当社の普通株式について、5株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合後の発行済株式総数は3,806,660株となります。

また、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式併合の効力発生日

平成30年7月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

8,000,000株

5. その他

本議案に係る株式併合は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

その他手続き上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

第2号議案「株式併合の件」に係る株式併合に伴い、現行定款第8条（単元株式数）に規定される当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。併せて、株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るために、現行定款第6条（発行可能株式総数）に規定される発行可能株式総数を40,000,000株から8,000,000株に変更するものであります。

また、本定款の一部変更につきましては、平成30年7月1日（第2号議案「株式併合の件」に係る株式併合の効力発生日と同日）をもって効力が発生する旨の附則を設け、効力発生の時をもって、当該附則を削除するものといたします。

なお、本議案につきましては、第2号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>4,000</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>800</u> 万株とする。
(単元株式数) 第8条 当会社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	(単元株式数) 第8条 当会社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
(新設)	<u>附則</u> <u>第6条および第8条の変更は、平成30年7月1日をもって効力が発生するものとする。</u> <u>なお、本附則は、係る効力発生の時をもってこれを削除する。</u>

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴 (重重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
うえ はら まさ お 上 原 正 夫 (昭和22年3月23日生)	平成18年8月 税理士登録 上原正夫税理士事務所設立 所長(現任) (重要な兼職の状況) 上原正夫税理士事務所 所長	2,000株

(注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 上原正夫氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 上原正夫氏を補欠の社外監査役として選任をお願いする理由は、税理士としての専門知識及び経験等を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。
4. 上原正夫氏が、監査役に就任する場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

以上